

「特別警報」・「暴風（雪）警報」発表時における児童の登下校について

1 「暴風（雪）警報」が発表された場合

- ① 始業時刻2時間前（午前6時15分）までに暴風（雪）警報が解除された場合
・平常授業となります。
- ② 午前6時15分から午前11時までに暴風（雪）警報が解除された場合

○午前10時前に解除された場合は、弁当が必要です。警報解除から1時間30分後に、集合場所に集まって、通学班登校をします。
○午前10時～11時に解除された場合は、自宅で昼食をとります。午後1時30分に登校できるように、事前に確認してある時間に、集合場所に集まって、通学班登校をします。
○暴風（雪）警報が解除されても、通学路に危険があれば、安全が確認されるまで登校を見合わせてください。

- ③ 11時を過ぎても暴風（雪）警報が解除されない場合
・その日の授業は中止します。
- ④ 登校後に暴風（雪）警報が発令された場合
・気象及び通学路の状況等から、児童を安全に帰宅させようと判断したときは、授業を中止し速やかに帰宅させます。
・気象及び通学路の状況等から、下校が危険と認められるときは、児童の安全を校内において確保します。必要があれば、保護者へお迎えを依頼します。
※対応方法については、学校情報メールで連絡します。

○暴風(雪)警報の発令と同時に下校させるのではなく、通学路等の安全を確認してから下校させます。

2 「特別警報」が発表された場合

- ① 児童が登校する以前に特別警報が発表されている場合
・授業を行いません。
・特別警報解除後も、安全に登校させようと判断できるまで授業を行いません。
※授業を行う場合は、学校情報メールで連絡します。
- ② 登校後に特別警報が発表された場合
・即刻、授業を中止し、児童の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。
・児童を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も、安全に下校させようと判断できるまで下校させません。
※対応方法については、学校情報メールで連絡します。

3 特別警報・暴風（雪）警報以外の警報等が発令されたとき

- ・原則として登校します。
ただし、通学路の安全に不安等があるときは、安全が確認されるまで登校を見合わせることもあります。その場合はメール配信します。

○特別警報・暴風（雪）警報の範囲は、「岡崎市」です。
テレビ・ラジオ・インターネット・電話177番などから得てください。